国民健康保険資格喪失後の保険料について

保険料は、住民税額の判明する6月に前年の所得に基づき、年度(4月から翌年3月までの12ヶ月分)の保険料を決定します。 決定した保険料は、12ヶ月分を6月納期分より翌年3月納期分までの10回の納期に分けて納めていただいております。 4月・5月にかかる保険料は、6月納期以降の10回の納期の中に均等に振り分けております。 このため、下記のように喪失したあとの月にも保険料が残る場合があります。

喪失の届出前

<当初の国民健康保険の加入期間:12ヶ月>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

例 <国民健康保険料のお支払い:年額600,000円の場合> 1ヶ月50,000円×12ヶ月=600,000円:年額

年額600,000円÷10回=60,000円: 1納期あたり

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
*****	* *****	60,000円									

喪失の届出後

届出

8月より社会保険に加入し、8月に国民健康保険喪失手続きをした場合

<届出後の国民健康保険の加入期間:4ヶ月>

	AND DE DATA DE LA ROMA MAINTA AND ANALIST TO A RANGE OF THE PROPERTY OF THE PR											
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
0	0	0	0									

<届出後の国民健康保険料のお支払い:年額200,000円> 1ヶ月50,000×4ヶ月(加入月数)=200,000円 8月期・9月期に差額分の保険料が残ります。

4月期	5月期	6月期	7月期	8月期	9月期	10月期	11月期	12月期	1月期	2月期	3月期
*****	*****	60,000円	60,000円	60,000円	20,000円						

☆国民健康保険の加入期間は7月までとなりますが、国民健康保険料のお支払いは9月期まで残ります。 ☆喪失後の保険料は喪失月以降で調整します。